

静岡文化芸術大学国際交流センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第5条の2の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学の国際交流活動の推進や多文化理解を深めるための事業を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 学生の留学派遣及び受入のための支援に関すること。
- (2) 国際交流協定の締結等に関すること。
- (3) 交流提携大学との交流促進に関すること。
- (4) 学生の多文化理解を深めるための事業に関すること。
- (5) 学生の多言語学習の支援に関すること。

(センター長)

第4条 センターに公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第10条の2に規定するセンター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター運営委員会)

第5条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、国際交流センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、学生支援室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 静岡文化芸術大学多文化・多言語教育研究センター規則（令和4年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。